



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *3 和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- 告示
 - 118 平成18年度和歌山県立医科大学で使用する電気調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
 - 119 地方拠点都市地域の変更 (企画総務課)
 - 120 紀仙郷県立自然公園の区域の変更 (環境生活総務課)
 - 121 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 122 " (")
 - 123 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
 - 124 " (")
 - 125 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 126 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 127 " (")
 - 128 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 129 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
 - 130 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
 - 131 県営土地改良事業の事業計画の決定 (農村計画課)
 - 132 " (")
 - 133 " (")
 - 134 県営土地改良事業の事業計画の変更 (")
 - 135 保安林の指定 (森林整備課)
 - 136 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 137 新道路の供用開始等 (")
 - 138 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 139 領収証書帳の無効 (出納室)
- 公安委員会告示
 - 10 駐車監視員資格者講習の実施
- 収用委員会告示
 - 1 土地収用法による裁決手続開始の決定
- 公告

入札公告 (総務学事課)

- 正誤
 - 平成18年1月27日付け和歌山県報第1728号和歌山県告示第96号中

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・障害者相談センター管理規則(平成7年和歌山県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「身障者手帳番号」を「身体障害者手帳番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第118号

平成18年度の和歌山県立医科大学(平成18年4月1日以降)にあつては、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条の規定により県が設立する公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「公立大学法人和歌山県立医科大学」という。)が設置する大学をいう。以下同じ。)で使用する電気調達契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札に付する調達、数量及び契約期間
和歌山県立医科大学で使用する電気
予定使用電力量 15,136,016 kwh
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 電気調達業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び許可等の状況調査
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの。
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課する県税全税目
(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(市町村民税)
(エ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税
- ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のア、イ、カ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書(図面を除く。ただし、図面のコピー可)及びこれらの用紙は、平成18年2月7日(火)から平成18年2月21日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県立医科大学事務局管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により(2)に掲げる日時に行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年2月7日(火)から平成18年2月21日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。書類等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県立医科大学事務局管理課
和歌山市紀三井寺811番地1
郵便番号 641-8509
電話番号 073-441-0762
FAX 073-441-0763

5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年2月7日(火)現在において、次の要件を満たしている者であり、かつ、一般競争入札資格審査委員会において、この一般競争入札に付する業務を履行する能力があると認められた者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定電気事業者であること。
- (5) 電気の供給実績があること。
- (6) 供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (7) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に、その復旧などに迅速に対応することができる者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年2月24日(金)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成18年3月7日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により4に掲げる場所へ提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年3月10日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第119号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第5条第1項の規定により地方拠点都市地域を次のとおり変更し、平成17年5月1日から適用する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

地方拠点都市地域の名称	変更後の区域	変更前の区域

和歌山県 田辺・御坊 地方拠点都 市地域	田辺市、御坊市、美 浜町、日高町、由良 町、日高川町、印南 町、みなべ町、白浜 町、上富田町、日置 川町、すさみ町	田辺市、御坊市、美浜 町、日高町、由良町、川 辺町、中津村、美山村、 印南町、龍神村、みなべ 町、白浜町、上富田町、 大塔村、中辺路町、日置 川町、すさみ町
-------------------------------	--	--

和歌山県告示第120号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第5条第1項の規定に基づき指定した紀仙郷県立自然公園の区域を次のとおり変更する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課及び関係振興局並びに関係市に備え付けて縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 変更した公園区域

(1) 変更により追加する区域

紀の川市荒見の一部

2 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第121号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年3月10日まで縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年1月10日

2 名称

特定非営利活動法人グリーンスペース

3 代表者の氏名

真田壽雄

4 主たる事務所の所在地

有田郡有田川町徳田95番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、こころの病いで苦悩している者等を対象に居住の場を提供し、地域で「普通」に生活すること及び共同生活を通して自立の道を模索することを目的とする。

和歌山県告示第122号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年3月15日まで縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年1月15日

2 名称

特定非営利活動法人まほろば 結びの会

3 代表者の氏名

上岡咲子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町1313番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもつ人々が地域住民とともに、より住み良く、より充実した安全で豊かな生活が持続できるような地域に出来るようなまちづくり、地域興しをする事を目的とする。

和歌山県告示第123号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年3月19日まで縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年1月19日

2 名称

特定非営利活動法人かめのこ会

3 代表者の氏名

亀本靖枝

4 主たる事務所の所在地

和歌山市中之島1280番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対し、小規模作業所運営の事業を行い、知的障害者が生き活きと誇りをもって暮らしていけるよう支援することを目的とする。また、

地域福祉に根ざした活動をもって、誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第124号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年3月20日まで縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年1月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人本宮あすなろ会
- 3 代表者の氏名
九鬼聖城
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県田辺市本宮町切畑538番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子どもたちの健全な育成のために、保育等に関する事業を行い児童福祉の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第125号

指 定 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の所在地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
田訪 6-17	訪問看護ステーションあきつの	田辺市上秋津字藤谷2310番地の9	訪問看護ステーションあきつの	田辺市上秋津字藤谷2310番地の9	平成 18.1.19

和歌山県告示第128号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 者 番 号	氏 名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所 在 地)	法 人 の 場 合 に あ っ て は 、 代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
3070105196	有限会社CB	和歌山市六十谷42 1-3	坂井祥二	デイサービスセン ターつばさ	和歌山市六十 谷421-3	通所介護	平成 18.2.1
3070105204	株式会社伊生	和歌山市吉原747-1	廣本武典	訪問介護事業所は じめ	和歌山市吉原 747-1	訪問介護	平成 18.2.1

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊医 71-3	河原整形外科	伊都郡高野口町大字名 古曾283番地の1	平成 17.12.31

和歌山県告示第126号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 80-17	医療法人川堀耳 鼻咽喉科	新宮市緑ヶ丘二丁目2番 56号	平成 18.1.1

和歌山県告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

3070105212	有限会社河西メディカルサービス	和歌山市島橋東1丁目1-11	前田るり子	デイサービスばなさんぶる	和歌山市狐島388-4メゾンKITUNEJIMA101号	通所介護	平成18.2.1
3012500835	坂野智洋	東牟婁郡太地町太地2902-41		坂野医院	東牟婁郡太地町太地3055	訪問看護	平成18.2.1
3010110330	医療法人了生会	和歌山市友田町2丁目32	古梅弘	中村病院	和歌山市友田町2丁目32	通所リハビリテーション	平成18.2.1
3071300648	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡高野口町大野941-5	井端智子	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町笠田東26	訪問介護	平成18.2.1

和歌山県告示第129号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3072500493	有限会社ケアコーディネイトうさかわ	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井139-2	宇佐川益美	居宅介護支援事業所はるかぜ	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井271	居宅介護支援	平成18.2.1

和歌山県告示第130号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 齊藤健一

和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島185番地の3

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 齊藤健一

和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島185番地の3

- 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年9月26日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,985㎡

- 駐車場の収容台数

100台

- 駐輪場の収容台数

38台

- 荷さばき施設の面積

108㎡

- 廃棄物等の保管施設の容量

34.7㎡

- 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成18年1月25日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1)
西牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年2月7日から平成18年6月7日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第131号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業下中三栖地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 県営畑地帯総合整備事業下中三栖地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成18年2月8日から平成18年3月7日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、西牟婁振興局及び田辺市役所

和歌山県告示第132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業日向地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 県営中山間地域総合整備事業日向地区の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 平成18年2月8日から平成18年3月7日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、西牟婁振興局及び田辺市役所

和歌山県告示第133号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業巡谷池地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業巡谷池地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成18年2月8日から平成18年3月7日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、西牟婁振興局及び田辺市役所

和歌山県告示第134号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業志賀大池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業志賀大池地区の土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成18年2月8日から平成18年3月7日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、日高振興局及び日高町役場

和歌山県告示第135号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町里川字せ志ゆう田492・498(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		幅員 メートル		
田辺市本宮町本宮字本町411番3地先から同町本宮字新町324番1地先まで	旧	6.45 } 9.10	108.60	私語橋 L=23.20
同上	新	6.45 } 9.10	108.60	私語橋 L=23.20
同上	新	6.45 } 12.00	112.40	仮橋 L=30.00

和歌山県告示第137号

平成18年和歌山県告示第136号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年2月7日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第138号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の

規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2856	那賀郡岩出町大字東坂本字下山18番の一部、19番の一部	和歌山市太田479番地3株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成18.1.30	6.00 6.00 5.00	69.33 31.07 32.00

和歌山県告示第139号

次の領収証書帳は、亡失のため無効としたので、告示する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

領収証書帳番号	No.12309、No.12310、No.12311、No.12312、No.12313
交付年月日	平成12年3月1日
交 付 先	和歌山県農業大学校 出納員

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条に規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成18年2月7日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

- 1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 開催期日

次表のとおり行う。

講 習	平成18年3月15日(水) 午前8時50分から午後5時10分まで (受付時間 午前8時10分から午前8時40分まで)
	平成18年3月16日(木) 午前8時50分から午後5時10分まで (受付時間 午前8時10分から午前8時40分まで)
考査試験	平成18年3月25日(土) 午前10時から午前11時まで (受付時間 午前9時20分から午前9時50分まで)

(2) 開催場所

和歌山市西字淀18の1
県立和歌山交通公園事務所 2階 交通教室

(3) 講習予定人員

30名

(4) 受講対象者

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の12に規定する放置車両確認機関
予定法人に所属する者

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真をちょう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちょう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証するものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内の居住者の場合
申込者の住居地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県以外の居住者の場合
和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成18年2月27日(月)から平成18年3月10日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5

時まで

(5) 受講手数料

19,000円(和歌山県証紙)

(講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

(1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 考査試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内
電話 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
又は和歌山県内各警察署交通課

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成18年1月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成18年2月7日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 県道あけぼの広角線改築工事(和歌山県新宮市新宮字広角地内)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在 地 番	地 目		地 積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏名	住 所	権利の種類
	登記簿	現 況	登記簿	実 測							
和歌山県新宮市新宮字広角	2645番7	宅地	宅地	583.50	不明	23.06	4.47	大前史子	和歌山県新宮市新宮2645番地の7	なし	

入 札 公 告

平成18年度における和歌山県立医科大学(平成18年4月1日以降にあっては、地方独立行政法人法(平成15年法律第

公 告

118号)第7条の規定により県が設立する公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「公立大学法人和歌山県立医科大学」という。)が設置する大学をいう。以下同じ。)で使用する電気調達契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

平成18年2月7日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達物品等の名称及び数量

和歌山県立医科大学で使用する電気

予定使用電力量 15,136,016kwh

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学

(5) 契約期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第118号に規定する和歌山県立医科大学で使用する電気調達契約の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学管理棟前掲示板及び管理課

(2) 期間

平成18年2月7日(火)から平成18年2月21日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間

(1) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県立医科大学事務局管理課に対して平成18年2月24日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答は平成18年3月7日(水)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額

に関わる重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

5 入札資料を交付する場所及び日時等

(1) 入札資料を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学管理棟3階管理課施設管理班

イ 期間

平成18年2月28日(火)及び平成18年3月1日(水)の午前9時から午後5時まで

(2) (1)の規定により交付する入札資料に対して質問がある者は、和歌山県立医科大学事務局管理課に対して平成18年3月7日(火)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合は全員に、文書により平成18年3月10日(金)までに回答し、その回答は仕様書に優先する。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市紀三井寺811番地1

和歌山県立医科大学管理棟2階A会議室

イ 入札日時

平成18年3月17日(金)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年3月17日(金)午前9時までに和歌山県立医科大学事務局管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札資料に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立医科大学事務局管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札

がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 発注者

県が設立する公立大学法人和歌山県立医科大学とする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立医科大学事務局管理課

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-0762

F A X 073-441-0763

16 入札の効力

この入札は、公立大学法人和歌山県立医科大学が設立されないため、その予算を執行することができない場合は、その効力は生じないものとする。

正 誤

正 誤

平成18年1月27日付け和歌山県報第1728号和歌山県告示第96号中「海南市役所下津行政局」は誤りにつき、「海南市下津行政局」に訂正する。